

食品安全委員会（第458回会合）議事概要

日 時：平成24年12月17日（月） 14：00～15：39

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか 名出席

傍聴者：報道1名、役所3名、一般4名

議事概要

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 1品目

グルタミンバリングリシン

→厚生労働省から説明。

本件については、添加物専門調査会において審議を行うこととなった。

・動物用医薬品 2品目

①牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン（“京都微研”，カーフウイン6）

②フルニキシンメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤（バナミンペースト）

→農林水産省から説明。

本件については、動物用薬品専門調査会において審議を行うこととなった。

（2）添加物専門調査会における審議結果について

・「3-エチルピリジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「アンモニウムイソバレレート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。なお、「アンモニウムイソバレレート」については、評価書（案）を一部修正の上、募集手続に入ることとされた。

（3）農薬専門調査会における審議結果について

・「アゾシクロチン及びシヘキサチン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

(4) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「セファゾリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・化学物質・汚染物質「清涼飲料水中の化学物質「フッ素」」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「フッ素の耐容一日摂取量を0.05mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、評価書を一部修正の上、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した5品種は除く。）」に係る食品健康影響評価について

→本件の取扱いについて、山添委員から検討結果の報告があり、委員会で調査審議することとなった。

担当委員の山添委員及び事務局から説明。

「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

(6) 食品安全モニターからの随時報告（平成24年8月～10月分）について

→事務局から報告。

(7) 食品安全関係情報（11月17日～11月30日収集分）について

→事務局から報告。

欧州食品安全機関（EFSA）の「第17回科学的専門家会議」での毒性学における低用量反応とリスク評価に関する議論の概要を報告。